

次点事業者の選定方法について（案）

最終審査

最終審査のなかで、次点事業者を選定する

(1) 移管先事業者
の選定

資料10のとおり、移管先事業者の選定を行う



(2) 集計

3事業者が最終審査の対象だった場合は、移管先事業者以外の2事業者のみを対象にして、○印（第一順位）をつけなおす。
※ ○印が同数の場合は、各委員の採点結果を当該応募事業者ごとに集計し、合計得点の高い事業者を優先する



(3) 次点事業者
の選定

対象事業者	次点事業者の選定条件
1事業者の場合	出席委員の過半数が120点以上の採点をしていること
2事業者の場合	○印の多い、かつ出席委員の過半数が120点以上の採点をしていること